

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年七月七日
広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十四号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十八条第三項並びに第十九条第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態) 第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。第十四条第二項において「勤務時間等条例」という。）第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 一・二 (略) (第一号部分休業の承認) 第十四条 育児休業法第十九条第二項第一号に	(目的) 第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十八条第三項並びに第十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態) 第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。第十四条第一項及び第二項において「勤務時間等条例」という。）第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 一・二 (略) (部分休業の承認) 第十四条 部分休業の承認は、勤務時間等条例

掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間、勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について定められた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第二号部分休業の承認）

第十四条の二 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間の第二号部分休業を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第七条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間、勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について定められた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間) 第十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 (育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情) 第十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業の承認の取消事由) 第十五条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。	(部分休業の承認の取消事由) 第十五条 第十一条の規定は、部分休業について準用する。
--	--

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第十四条 (略) 2 第一号介護休暇の期間は、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(次条第二項において「指定期間」という。)内において、一日又は一時間を単位(一時間を単位とするときは、一日を通じて四時間以内とする。)として必要と認められる期間とする。	(介護休暇) 第十四条 (略) 2 第一号介護休暇の期間は、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(次条第二項において「指定期間」という。)内において、一日又は一時間を単位(一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間以内とする。)として必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第十四条の二 (略)

2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員（同条第二項第一号の部分休業を承認されている職員に限る。第十四条の三第二項及び第十五条第二項において同じ。）、次条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員、第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員であつては、二時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十四条の四 任命権者は、職員が配偶者等が

当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(子育て支援部分休暇)

第十五条 (略)

2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、第十四条の二第一項に規定する介護時間を承認されている職員、第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員であつては、二時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

第十五条の二 (略)

(介護時間)

第十四条の二 (略)

2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員、第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員であつては、二時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十四条の四 任命権者は、職員が配偶者等が

当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(子育て支援部分休暇)

第十五条 (略)

2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、第十四条の二第一項に規定する介護時間を承認されている職員、前条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員であつては、二時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

第十五条の二 (略)

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十五条の三 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）（第十六条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。）

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十六条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇）

第十七条 （略）

2 第十一条から前条までの規定（第十四条の四、第十四条の五及び第十五条の三の規定を除く。）にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、これらの休暇に

（短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇）

2 第十一条から前条までの規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、これらの休暇に

関係する事項は、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

基準に従い、任命権者が定める。	
附則	3 (略)
	4 第十一条から前条までの規定〔第十四条の四、第十四条の五及び第十五条の三の規定を除く。〕にかかわらず、臨時的に任用される職員の休暇は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。
附則	
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)	
第五条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。	
第七条中「(昭和二十六年広島県条例第二十三号)第七條第二項」を「(平成七年広島県条例第五号)第十三條」に改める。	
第三條 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正	
第三條 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
改正後	
附則	附則
(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第四條 (略) 一―三 (略) 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)(又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、同法附則第五條第一項若しくは第三項、同法附則第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。))をされたことがある	(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第四條 (略) 一―三 (略) 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)(又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、同法附則第五條第一項若しくは第三項、同法附則第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。))をされたことがある
改正前	
附則	附則
(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第四條 (略) 一―三 (略) 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)(又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、同法附則第五條第一項若しくは第三項、同法附則第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。))をされたことがある	3 (略)
附則	
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)	
第五条 職員の育児休業等に関する条例〔平成四年広島県条例第十八号〕の一部を次のように改正する。	
第七条中「(昭和二十六年広島県条例第二十三号)第七條第二項」を「(平成七年広島県条例第五号)第十三條」に改める。	
4 第十一条から前条までの規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の休暇は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。	

者
2・3 (略)

4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

5
(略)

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第十三条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは

者
2・3 (略)

4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

5
(略)

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第十三条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは

くは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除く職員に対する第十六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

くは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除く職員に対する第十六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

第四条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
第二十二條 削除	第二十二條 暫定再任用短時間勤務職員は、第十四条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十四条第一項に規定する地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条及び次条から附則第四条までの規定は公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）附則第二条の規定による部分休業の請求がされた場合、任命権者は施行日前においても、第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第十四条又は第十四条の二の規定の例により、第一号部分休業又は第二号部分休業の承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日において新条例第十四条第一項又は第十四条の二の規定による承認とみなす。

第三条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新条例第十四条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 任命権者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第十五条の三第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。